## 堺市立東浅香山小学校いじめ防止基本方針

### 1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」 という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- (5) 簡単に「けんか」や「ふざけ合い」と判断せず、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものであることを理解して対応にあたる。また、いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆(はやしたてたり、おもしろがったりして見ている)」「傍観者(見て見ぬ振りをする)」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

#### 4. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、 相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶっけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることの大切さについて指導する。
- (10)特に配慮が必要な児童生徒等については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 5. 早期発見に向けて

いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を 見逃さないよう「いじめ対応チェックシート」等の活用によりアンテナを高く保つ。あわせて、学 校は、定期的な「いじめアンケート」や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい 体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

※いじめ相談窓口:校長・教頭・生徒指導主任

# ≪早期発見のポイント≫

- ○子どものいじめを疑う。(いじめ対応チェックリスト)
- ○子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、日記帳、個別面談等)
- ○子どもの行動を注視する。(いじめ対応チェックリスト)
- ○保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問)
- ○地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

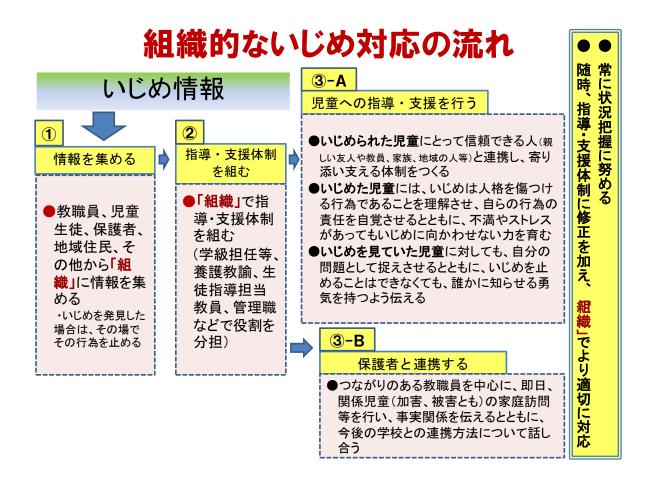
### ≪いじめアンケートの実施≫

年間3回(6月、11月,2月)いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケートや聞き取り調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

#### 6. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。



## 7. 「校内いじめ対策委員会」の設置

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、いじめ事象があった当該学級担任を構成員と し、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

また必要に応じて校区中学校スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、地域主 任児童委員、堺市教育委員会指導主事、警察関係者なども参加しながら対応する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わない ことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。

# ≪いじめに対する措置≫

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに報告する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が 参加しながら対応する。

## 8. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、小学校6年生を対象にネットいじめ防止プログラムを実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、北堺警察署・堺少年サポートセンターに通報し、適切に援助を求める。

## 9. 重大事態への対応について

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

### 10. いじめ防止対策における留意事項

- (1)いじめの態様や特質,原因,背景,具体的な指導上の留意点などについて,毎年校内研修を実施して,教職員全員のいじめについての共通理解を図っていくこと。(校内研修の実施)
- (2) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (3)いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (4)いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (5)いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)
- (6)いじめをはやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- (7) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (8) 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、より多くにの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることできるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築すること。(地域や家庭との連携)

## 11. 「いじめ解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、 少なくとも次の2つの要件が必要である。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

## 12. いじめ防止に関する年間指導計画

## いじめ防止に関する年間指導計画

堺市立東浅香山小学校

						<b>弥巾</b>
月	学校行事等	いじめ防止に関する 取組	教科等との関連	担当者等	連携する外部専門家等(市教委会か)	取り組み評価 (アンケート)
4	始業式 家庭訪問 保健行事	いじめ防止に関する講話 校内いじめ対策委員会(~3 月)	特別活動	管理職 生徒指導主任 養護教諭	SC,SSW 校医	
5	校外学習① 保健行事	SAFE ブログラム 学校協議会	保健	担当学年 養護教諭 低学年 管理職	低学年(小) 校医 学校協議員	
6	学習参観 スポーツテスト 体育大会 中学校区青少年育成協議 会 学校水泳 保健行事	いじめアンケート(1) 個人面談(1) 研究授業 (一人ひとりを大切にした授業 づくり) 縦割り活動(~3月)	道徳	管理職 生徒育主任 体育主任 体育修教 養童 児	校医指導主事	実施① 集計·考察①
7	個人懇談会① 教育相談① 学校水泳	いじめ巡回相談員との情報交換 非行防止教室 いじめ防止に関する校内研修会 研究授業	総合体育科	管理職 生徒指導主任 体育主任 研修主任	指導主事 警察署 SC	共通理解 改善①   
8	夏季休業	1学期の評価 人権・特別支援・生徒指導等 に関する教員対象の研修会		人権主担 研修主任	指導主事	
9	学校水泳 保健行事	研究授業	体育科	学年主任 養護教諭 体育主任 研修主任	校医	
10	連合運動会	SAFE プログラム 地域との意見交換会 研究授業	体育科	低学年 生徒指導主任 研修主任	PTA	
11	校外学習② 修学旅行 にんけん学習交流会 学習参観 連合音楽会	いじめアンケート② 個人面談② 地域健全育成弁論大会「子どもの主張」 地域清掃活動 研究授業	総合道徳 特別活動 音楽科	児童会 人権主担 生徒指導主任 研修主任	PTA 指導主事	実施② 集計·考察②
12	個人懇談会② 教育相談②	人権週間講話 ゴーゴーランニング 研究授業 2学期の評価	国語科 体育科	学年主任 体育主任 研修主任	PTA SC	共通理解② 改善②
1		学校教育アンケート長縄集会	体育科	体育主任	SC	
2	保健行事 学習参観	いじめアンケート③ 個人面談③ 学校保健給食委員会	総合 特別活動	養護教諭 保健主事 管理職 体育主任 児童会·生徒会担当	校医 PTA	実施③ 集計·考察③
3	卒業式 修了式	教員評価 お別れ遠足 学校評価 学校協議会 1年間の評価と反省・今後の対 策	総合 特別活動	担当学年管理職	学校協議員	共通理解③ 改善③

### 13. いじめ相談窓口

相談窓口 堺市立東浅香山小学校 072-252-1081

### 学校以外の相談窓口

電話教育相談 こころホーン (24時間対応)

072 - 270 - 5561

ソフィア教育相談

072-270-8121 (火~土 午前9時~午後5時30分) ふれあい教育相談

072-245-2527(月~土 午前9時~午後5時30分) 学校教育部生徒指導課

072-228-7436 (月~金 午前9時~午後5時30分)